

尾張旭市選挙管理委員会（令和3年第5回）会議録

- 1 開催日時
令和3年10月11日（月）
開会 午前9時30分
閉会 午後10時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 301会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 三浦一輝、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第5回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙等関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第4回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正</p>

	等はありますか。
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第17号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第17号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4km²未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4km²未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めよ</p>

	<p>うとするものでございます。</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第18号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第18号議案「投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第8条により定められた21の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。第18号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第18号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第19号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第19号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第19号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	期日前投票所は市役所の一か所だけか。
事務局	そのとおりです。 期日前投票の利用者増加により、需要は高まっておりますので、期日前投票所の増設等について、今後検討が必要であると認識しています。
委員長	他にご質問等ありますか。 ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第19号議案は可決されました。 続きまして、第20号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	では、第20号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」ご説明いたします。

	<p>この案につきましては、公職選挙法第49条の2第4項の読替規定による第48条の2の規定により、在外選挙人が一時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第21号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
委員長	<p>第21号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は開</p>

事務局	開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には赤尾委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしようとするものでございます。第21号議案の説明は以上です。
委員長	では、第21号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第21号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第21号議案は可決されました。 続きまして、第22号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
事務局	第22号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。

	<p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、衆議院解散による選挙の場合、その選挙を行うべき事由が生じた日からその選挙の期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。この登録の移替えを公示日の5日前から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第22号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第22号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第22号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第22号議案は可決されました。</p> <p>次に、第23号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第 2 3 号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）第 5 2 条及び同法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 2 2 号）第 1 9 条の規定により、最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所を定めようとするものでございます。</p> <p>第 2 3 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 2 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>（なし）</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 2 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 2 3 号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの第二次審査入選者について ○ 衆議院議員総選挙等に係る選挙管理委員会の開催日程等について ○ 次回日程確認 令和3年10月15日（金） 午前10時から 講堂1
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>